

飲食店等の事業者の皆様へ

まん延防止等重点措置区域内（横浜市、川崎市、相模原市、厚木市）の飲食店等におかれましては、7月12日以降、酒類の提供はできません。

ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。

また、「マスク飲食実施店」の認証を得ていない飲食店等におかれましては、7月31日までの間に申請を行った場合には、申請日の翌日以降、酒類の提供が可能です。（申請日以前に酒類を提供することはできません。）

※このほかの条件は県ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

※8月1日以降に申請された場合は、認証されるまで酒類の提供ができません。認証には一定の時間を要します。

（今後の感染状況により、措置区域が変更になる可能性もありますので、現在措置区域外の飲食店等におかれましても積極的な申請をお願いいたします）

申請の方法

- 県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』から申請フォームに必要事項を入力して申請します。

神奈川 マスク飲食 認証 検索



※ 申請にあたっては、次のすべての項目に取り組んでいただいている必要があります。

感染防止対策取組書

- 1 感染防止対策取組書の掲示
- 2 取組項目の実施

基本的な感染防止対策

- 1 手指消毒の徹底
- 2 アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保
- 3 換気の徹底

マスク飲食の実施

- 1 マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）
- 2 入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明
- 3 マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ
- 4 マスク飲食用マスク等の配布
- 5 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼びかけ
- 6 注文時や料理提供時の再度の説明
- 7 マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含む）
- 8 マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ
- 9 マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請

申請後のお願い

- 申請直後、申請フォームで入力したメールアドレスあてに県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きますので、ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。（7月31日までに申請があった店舗に限ります）

※7月8日までに申請のあった飲食店等におかれましては、7月9日に、申請フォームで入力したメールアドレスあてに、県から「マスク飲食実施店申請中」確認書のダウンロードに関するご案内が届きます。（ご自身でダウンロード（印刷）して店舗に掲示してください。）

※県のホームページで、「マスク飲食実施店」と合わせて「マスク飲食実施店申請中」の店舗として公表します。

※県の現地確認の結果、上記認証項目を満たしていることが確認できない場合、「マスク飲食実施店」の認証はできません。

※まん延防止等重点措置区域において、7月12日以降に酒類の提供を行う飲食店等については、「マスク飲食実施店」認証書又は「申請中」確認書を掲示することが、協力金（第13弾）の交付要件の一つとなります。

パソコン、スマートフォン等をお持ちでない方

【申請書の配布または取り寄せ】

- ・県機関（県庁、各地域県政総合センター）、市町村、商工会議所、商工会、食品衛生協会等で申請書を配布しています。
- ・下記問い合わせ先にて郵送またはファクシミリで申請書の取り寄せもできます。（郵送の場合日数がかかります）

【申請方法】

- ・ファクシミリの場合、下記のファクシミリ番号に申請書をお送りください。

【ファクシミリ】 045-210-8819

- ・郵送の場合、下記住所に申請書をお送りください。

【受託事業者】

〒980-0811宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25

NTT 東日本仙台青葉通ビル8階（株）NTT ネクシア 仙台センター 内
神奈川県飲食店見回り及びマスク飲食実施店認証制度窓口 宛

※申請の際はコピーを取り、お手元の控えとしていただくよう、お願いします。
（利用者から、申請中である旨の確認が求められた際は、当申請書の提示をお願いします。）

お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

※「音声案内が流れたら②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」
を選択してください ※ 9:00～17:00

【ファクシミリ】 **045-210-8819**